（機構への事務の委託）

第二条　令第十一条第一項第三号に規定する厚生労働省で定める事務は、住民基本台帳法第三十条の九の規定による機構保存本人確認情報の提供を受けることに係る事務とする。

（令附則第四条第一項の申出）

第三条　令附則第四条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行わなければならない。

一　（略）

二　個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

五　特定期間における配偶者の個人番号又は基礎年金番号

2　前項の規定により同項の申出書に特定期間における配偶者の基礎年金番号を記載する者にあっては、同項の申出書に配偶者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（申出書の記載事項）

第三条　第一条及び前条の規定によって提出する申出書には、申出の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

第十七条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第百五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（新設）	（令附則第四条第一項の申出） **第二条**　令附則第四条第一項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書に、特定期間における配偶者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えて、これを機構に提出することによって行わなければならない。 一　（略） 二　基礎年金番号 三・四　（略） 五　特定期間における配偶者の基礎年金番号
（新設）	（申出書の記載事項） **第三条**　前二条の規定によって提出する申出書には、申出の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。
附　則 （健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置） **第一条の二**　全国健康保険協会（以下この条において「協会」という。）が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得若しくは喪失したとき若しくは協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときの届出等（届出、申出又は申請をいう。以下この条において同じ。）又は厚生労働大臣若しくは日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することとされる届出等については、第二条の規定による改正後の健康保険法施行規則の規定にかかわらず、平成三十年三月四日までの間は、なお従前の例による。 （船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置） **第一条の三**　被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したとき若しくは被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときの届出等（届出又は申出をいう。以下この条において同じ。）又は厚生労働大臣若しくは機構に提出することとされる届出等については、第四条の規定による改正後の船員保険法施行規則の規定にかかわらず、平成三十年三月四日までの間は、なお従前の例による。	**附　則** （健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置） **第一条の二**　全国健康保険協会（以下この条において「協会」という。）が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得若しくは喪失したとき若しくは協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときの届出等（届出、申出又は申請をいう。以下この条において同じ。）又は厚生労働大臣若しくは日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することとされる届出等については、第二条の規定による改正後の健康保険法施行規則の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。 （船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置） **第一条の三**　被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したとき若しくは被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときの届出等（届出又は申出をいう。以下この条において同じ。）又は厚生労働大臣若しくは機構に提出することとされる届出等については、第四条の規定による改正後の船員保険法施行規則の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年三月五日から施行する。ただし、第一条（第二表に係る改正規定に限る。）、第二条（第二表に係る改正規定に限る。）、第十条（第二表に係る改正規定に限る。）及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行日前に住所の変更又は死亡があった場合における住所の変更の届出又は死亡の届出については、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。